

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月28日

赤穂市長

牟禮正徳

赤穂市条例第29号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和38年赤穂市条例第10号)の一部を次のように改正する。
第2条の3第1項を削り、同条第2項を同条とする。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。